

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム

著作権侵害サイト対策立法
パネルディスカッション

企画趣旨の説明とパネリスト紹介

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム

著作権侵害サイト対策立法
パネルディスカッション

海賊版サイトと「緊急対策」について

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（案）（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合でも、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却される**ものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当**と考えられる。
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

決定以前に指摘された論点との関係

ブロッキングは通信の
秘密を侵害しない？

- ブロッキングが通信の秘密を侵害することは前提

海賊版サイトのブロッキ
ングが緊急避難に当た
る？

- 「緊急避難の要件を満たす場合には違法性が阻却される」
- 補充性＝「いずれの対策も実質的な効果が得られない場合には」
- 法益均衡＝「事例に即した具体的な検討が求められる」

緊急避難に当たらなく
ても、緊急対策として
ISPに要請できる？

- 「臨時的かつ緊急的な措置」だが、「緊急避難の要件を満たす場合には」違法性が阻却される
- 要請はせず、「あくまで民間事業者による自主的な取組」

特定サイトの遮断を求
めることは検閲ではない
か？

- 特定3サイト及びこれと同一サイトに限定してブロッキングを行うことが「適当」
- ブロッキング実施のため、知財本部の下で「関係事業者、有識者を交えた協議体を設置」

緊急対策の問題点

- ✓「緊急避難の要件を満たす場合には」遮断が許されるというだけで、3サイトの遮断が緊急避難に当たるとは明言していない
- ✓要請こそしないものの、ISPに「自主的」に遮断するよう「忖度」を求めているか(コンプライアンス、訴訟リスク)
- ✓例外である緊急避難が、違法有害情報一般に対する遮断にまで広がることへの、歯止めがない
- ✓政府の下で独立性のない協議体が基準を策定することは検閲に当たるおそれあり

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム

著作権侵害サイト対策立法
パネルディスカッション

著作権侵害サイト対策としての
ブロッキング（立法論を含め）

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム

著作権侵害サイト対策立法
パネルディスカッション

ブロッキング以外の
著作権侵害サイト対策

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム

著作権侵害サイト対策立法
パネルディスカッション

質疑応答